

職員の旅費に関する条例

	昭和39年	3月23日	
			水防組合条例第4号
改正	昭和39年	9月2日	
			水防組合条例第15号
改正	昭和43年	3月1日	
			水防組合条例第5号
改正	昭和45年	3月28日	
			水防組合条例第5号
改正	昭和47年	9月5日	
			水防組合条例第1号
改正	昭和51年	3月1日	
			水防組合条例第4号
改正	昭和52年	2月28日	
			水防組合条例第4号
改正	昭和55年	2月27日	
			水防組合条例第4号
改正	昭和55年	11月29日	
			水防組合条例第9号
改正	平成2年	8月17日	
			水防組合条例第5号
改正	平成3年	8月2日	
			水防組合条例第4号
改正	平成19年	8月2日	
			水防組合条例第4号
改正	平成22年	2月17日	
			水防組合条例第3号

(目的)

第1条 この条例は別に定めるもののほか、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 職員が公務のために旅行することを命ぜられた場合（以下「出張」という）には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員が出張中に死亡した場合には、その配偶者又はその遺族に対し、当該職員の旅費を支給する。
- 3 出張を命ぜられた職員がその出張を取り消され若しくは変更され又は死亡した場合において、当該出張のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額について、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(出張命令)

第3条 出張命令は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という）によって行なわれなければならない。

- 2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合に限り、出張命令書（以下「命令書」という）を交付して出張を命ずることができる。
- 3 出張命令権者はその命令を取消し、又は変更しようとする場合は、命令書を交付してこれを行なわなければならない。ただし、命令書を交付するいとまがない場合には口答により行なうことができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 車賃は陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額により支給する。
- 4 日当は、出張中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。
- 5 宿泊料は、出張中の日数に応じ一夜当りの定額により支給する。
- 6 必要がある場合は、出張中の日数に応じ一夜当りの定額により支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第6条 一日の出張において、日当又は宿泊料について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(旅費の請求)

第7条 旅費の支給を受けようとする出張者は、所定の請求書に書類を添えて会計管理者に提出しなければならない。

- 2 前提に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式等は、規則で定める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃（以下本条中「運賃」という。）及び急行料金（これらのものに対する通行税を含む）による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による出張の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による出張による場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する線路による出張の場合には、前2号に規定する運賃のほか、前2号の等級区分と同一等級の急行料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、左の各号の1に該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による出張で片道200キロメートル以上の場合

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上の場合

3 県内における出張については、前各項の規定にかかわらず最も経済的な実費による。

(車賃)

第9条 車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要等により定額で出張の実費を支弁することができない場合には、実費額とする。

2 車賃は、全路程を通じて計算し、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第10条 日当の額は、別表の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の出張の場合における日当の額は、宿泊をした場合を除き、前項の規定にかかわらず、定額の2分の1に相当する額。

3 鉄道又は陸路にわたる場合は、鉄道4キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用とする。

(宿泊料)

第11条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じ別表の定額による。

2 宿泊料は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り支給する。

3 在勤地における出張について公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合は、別表の宿泊料定額の2分の1に相当する宿泊料を支給する。

(食卓料)

第12条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

(日額旅費)

第13条 第4条第6項の規定により支給する日額旅費の支給を受ける者の範囲額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ第4条第1項に掲げる旅費の額について定める基準を越えることができない。

2 在勤地内における旅行については、次の各号の1に該当する場合において、当該各号に該当する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り支給する。

(1) 旅行の行程8キロメートル以上又は引き続き5時間以上にわたる場合には、別表の日当定額の2分の1以内において管理者が定める額。

(旅費の調整)

第14条 出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合に不当に実費を越えて旅費を支給することとなる場合においては、その実費を越えることとなる部分の旅費について旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

(旅費の特例)

第15条 航空賃、船賃及び外国旅行については、現によった旅程で最も経済的な実費を旅費として支給する。

(実施規定)

第16条 この条例実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、昭和39年9月2日から施行する。

附 則

この条例は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和45年3月28日から施行する。

附 則

この条例は、昭和47年9月5日から施行する。

附 則

この条例は、昭和51年3月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和52年2月28日から施行する。

附 則

この条例は、昭和55年2月27日から施行する。

附 則

この条例は、昭和55年11月29日から施行する。

附 則

この条例は、平成2年8月21日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。